大阪府アルコール健康障がい対策推進計画中間見直し新旧対照表（案）

資料１－３

|  |  |
| --- | --- |
| 変　更　後 | 変　更　前 |
| 第１章　基本的事項１．計画策定の趣旨・背景アルコールは府民の生活に豊かさと潤いを与えるものであるとともに、アルコールに関する伝統と文化が府民の生活に深く浸透している一方で、不適切な飲酒はアルコール健康障がい※の原因となり、アルコール健康障がいは、本人の健康問題であるのみならず、家族への深刻な影響や重大な社会問題を生じさせる危険性が高い。　　このような背景のもと、平成26年６月にアルコール健康障害対策基本法（平成25年法律第109号。以下「法」という。）が施行され、平成2８年５月に法第12条第１項に基づき、国が講ずるアルコール健康障がい対策の最も基本的な計画として、「アルコール健康障害対策推進基本計画」が定められた。　　大阪府においても、アルコール健康障がい対策を総合的かつ計画的に推進して、アルコール健康障がいの発生、進行及び再発の防止を図り、併せてアルコール健康障がいを有する府民等に対する支援の充実を図り、もって府民の健康を守るとともに、安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的として計画を策定することとした。　　今後、この計画に基づき、アルコール関連問題に関する施策の連携が有機的に図られるよう、本府関係各課が相互に必要な連絡・調整を行い、市町村、事業者、関係団体とともに連携を図り、アルコール健康障がい対策を推進するものとする。　※アルコール健康障がいとは「アルコール依存症その他の多量の飲酒、**20歳未満の者**の飲酒、妊婦の飲酒等の不適切な飲酒の影響による心身の健康障がい」をさす。（略）第２章大阪府の現状と課題３．大阪府における飲酒に起因する身体症状での救急搬送数の状況大阪府における飲酒に起因する身体症状での救急搬送件数は、平成27年が3,192件、平成28年が3,328件である。**20歳未満の者**でも、年間約100名が飲酒によって救急搬送されている。平成28年は、60歳代70歳代の高齢者、次いで、20歳代に救急搬送者が多くなっている。そのような状況に対しては、急性アルコール中毒や不適切な飲酒について年齢に応じた教育・啓発が必要である。（略）第４章　取組みと目標値１．具体的な取組み（１）アルコール専門医療機関・相談機関の情報提供○　アルコール依存症の治療を専門的に行う医療機関の情報を集約し、地域　の相談支援拠点とあわせて、府民に対して府ホームページ等において情報を提供する。（２）広報・啓発の推進①　学校教育等の推進（青少年に対する啓発）○　小・中・高等学校学習指導要領に則り、アルコール等が心身に及ぼす影響等、正しい知識の普及に取り組む。○　アルコール関連問題啓発週間において、小・中・高等学校でポスター等を活用し飲酒に伴うリスクについて啓発する。○　大学・専門学校の新入生を対象に、**20歳未満の者**の飲酒防止や、飲酒のリスク、一気飲み及びアルコールハラスメントの禁止などについて周知を行う。○　保護者向けの啓発資材を作成し、教育庁を通じて周知を図り、**20歳未満の者**の飲酒に伴うリスクについて保護者に向けて啓発する。○　飲酒開始年齢に近い世代の運転免許取得者に対し、自動車教習所で実施している飲酒運転防止に係るカリキュラムの確実な履行を徹底する。②府民への啓発の推進○　アルコール関連問題啓発週間を中心に、府民に対して飲酒のリスクを下げるための啓発や不適切な飲酒の防止を図る。○　市町村の健康まつりなどの機会を活用し、アルコール健康障がいを取り上げ、飲酒に伴うリスクについて、正しい知識を普及し、リスクの少ない飲酒の啓発や不適切な飲酒の防止を図る。○　市町村や保健所等のロビーなどを活用し、アルコール健康障がいについてのパネル展示やリーフレットの配架を行う。○　市町村や保健所等において、市民を対象にアルコール健康障がいについての講演会を実施する。その際、自助グループと連携して、アルコール依存症の回復者が体験談の講演等を行う社会啓発活動の活用を図る。　○　不適切な飲酒、過度な飲酒などの生活習慣が循環器疾患等に及ぼす影響、依存症などに関する情報をホームページ等により、広く周知を図る。○　職場の健康管理業務担当者・産業医に対して、研修会等の機会を通じて、アルコール健康障がいに関する正しい知識を普及する。（３）特に配慮を要する者（**20歳未満の者**・妊産婦・若い世代・高齢者）への対策○　**20歳未満の者**や妊産婦の飲酒を防止するため、市町村・関係団体・事業者等と連携し、社会全体で正しい知識の普及に取り組む。○　女性や高齢者のアルコール依存症者が増加しているとの臨床報告があることから、正しい知識の普及や啓発等により、不適切な飲酒の防止を図る。○　風俗営業管理者等に対し、管理者講習等を通じて、**20歳未満の者**への酒類提供の禁止について周知を図る。　　　　　　　　　　　　　　　　　○　風俗営業を営む者等による営業所での**20歳未満の者**への酒類提供があった場合には、適切に指導・取締りを行う。○　酒類を提供する飲食店等に対し、講習等を通じて、**20歳未満の者**や自動車運転者への酒類提供の禁止について周知を図る。○　酒類を提供する飲食店等で、**20歳未満の者**への酒類提供があった場合には、当該飲食店を管理する本部等を含め、適切に指導・取締りを行う。○　酒類を販売又は供与する営業者による**20歳未満の者**への酒類販売・供与について、指導・取締りを行う。○　飲酒する**20歳未満の者**を発見したときは、当該**20歳未満の者**に対して飲酒の中止を促し、健全育成上必要な助言を行うとともに、保護者等に指導を促す。○　家庭内暴力などの相談のうち、**20歳未満の者**の飲酒及び不適切な飲酒を原因とする場合は、関係機関と連携して様々な生活上の問題への対策の推進を図る。（４）健康診断及び保健指導○　健康診断に関わる職場の健康管理業務担当者・産業医に対して、**アルコール使用障がいスクリーニング、ブリーフインターベンション**についての研修会を通じて、アルコール健康障がいに関する正しい知識を普及する。○　保健指導に関わる市町村の保健師に対して、アルコール健康障がい、**アルコール使用障がいスクリーニング、ブリーフインターベンション**を学ぶ研修会やアルコール専門医療機関や相談機関、自助グループ等についての情報提供を行う。○　身体科・精神科医療機関とアルコール専門医療機関との連携を推進のため、簡易介入法や連携方法についてのマニュアルを作成し、研修会等の機会を通じて周知し、活用を図る**ことで、関係機関の連携体制（ＳＢＩＲＴＳ）の構築を図る。**　※ここでいう身体科とは、精神科以外の診療科をさす。（５）アルコール医療の推進と連携強化○　大阪府依存症専門医療機関・依存症治療拠点機関選定要綱に基づき「依存症専門医療機関」及び「依存症治療拠点機関」を選定し、アルコール依存症をはじめとする依存症対策に取り組む拠点機関とする。○　保健所等及び大阪府こころの健康総合センターを相談の拠点として、アルコール健康障がいに対する相談支援を推進する。○　アルコール依存症の専門的治療を行うことのできる精神科医療機関の情報を収集し、大阪府のホームページで情報提供するなどして、相談機関や専門医療機関以外の医療関係者とも連携促進を図る。○　身体科・精神科医療機関とアルコール専門医療機関との連携を推進のため、簡易介入法や連携方法についてのマニュアルを作成し、研修会等の機会を通じて周知し、活用を図る**ことで、関係機関の連携体制（ＳＢＩＲＴＳ）の構築を図る。**（略）**（７）相談支援の充実**➀相談機能の充実**（略）**②連携体制の充実○　本人・家族に関わる地域の医療機関や教育機関、保健福祉関係機関（産業保健関係機関・高齢福祉・生活福祉・障害福祉等）、自助グループ**等**との連携体制**（SBIRTS）**を構築する。○　自殺未遂事案の中で、アルコールに関する要因が背景に含まれる場合、自殺未遂者相談支援事業（保健所等と警察の連携）などを活用して、必要な相談支援を実施する。○　児童虐待や養育困難家庭の中で、アルコールに関する要因が背景に含まれていると考えられる場合、関係機関が連携を図り、適切な支援や介入を行う。○　家庭内にアルコールに関する問題を抱えている子どもが一人で悩みを抱えずに相談ができるよう、児童・生徒・若者専用の相談窓口についての周知に努めるとともに、適切な支援につながるように、関係機関との連携を図る。（略）（略） | 第１章　基本的事項１．計画策定の趣旨・背景アルコールは府民の生活に豊かさと潤いを与えるものであるとともに、アルコールに関する伝統と文化が府民の生活に深く浸透している一方で、不適切な飲酒はアルコール健康障がい※の原因となり、アルコール健康障がいは、本人の健康問題であるのみならず、家族への深刻な影響や重大な社会問題を生じさせる危険性が高い。　　このような背景のもと、平成26年６月にアルコール健康障害対策基本法（平成25年法律第109号。以下「法」という。）が施行され、平成2８年５月に法第12条第１項に基づき、国が講ずるアルコール健康障がい対策の最も基本的な計画として、「アルコール健康障害対策推進基本計画」が定められた。　　大阪府においても、アルコール健康障がい対策を総合的かつ計画的に推進して、アルコール健康障がいの発生、進行及び再発の防止を図り、併せてアルコール健康障がいを有する府民等に対する支援の充実を図り、もって府民の健康を守るとともに、安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的として計画を策定することとした。　　今後、この計画に基づき、アルコール関連問題に関する施策の連携が有機的に図られるよう、本府関係各課が相互に必要な連絡・調整を行い、市町村、事業者、関係団体とともに連携を図り、アルコール健康障がい対策を推進するものとする。　※アルコール健康障がいとは「アルコール依存症その他の多量の飲酒、未成年の飲酒、妊婦の飲酒等の不適切な飲酒の影響による心身の健康障がい」をさす。第２章大阪府の現状と課題３．大阪府における飲酒に起因する身体症状での救急搬送数の状況大阪府における飲酒に起因する身体症状での救急搬送件数は、平成27年が3,192件、平成28年が3,328件である。未成年者でも、年間約100名が飲酒によって救急搬送されている。平成28年は、60歳代70歳代の高齢者、次いで、20歳代に救急搬送者が多くなっている。そのような状況に対しては、急性アルコール中毒や不適切な飲酒について年齢に応じた教育・啓発が必要である。（略）第４章　取組みと目標値１．具体的な取組み（１）アルコール専門医療機関・相談機関の情報提供○　アルコール依存症の治療を専門的に行う医療機関の情報を集約し、地域　の相談支援拠点とあわせて、府民に対して府ホームページ等において情報を提供する。（２）広報・啓発の推進①　学校教育等の推進（青少年に対する啓発）○　小・中・高等学校学習指導要領に則り、アルコール等が心身に及ぼす影響等、正しい知識の普及に取り組む。○　アルコール関連問題啓発週間において、小・中・高等学校でポスター等を活用し飲酒に伴うリスクについて啓発する。○　大学・専門学校の新入生を対象に、未成年者の飲酒防止や、飲酒のリスク、一気飲み及びアルコールハラスメントの禁止などについて周知を行う。○　保護者向けの啓発資材を作成し、教育庁を通じて周知を図り、未成年の飲酒に伴うリスクについて保護者に向けて啓発する。○　飲酒開始年齢に近い世代の運転免許取得者に対し、自動車教習所で実施している飲酒運転防止に係るカリキュラムの確実な履行を徹底する。②府民への啓発の推進○　アルコール関連問題啓発週間を中心に、府民に対して飲酒のリスクを下げるための啓発や不適切な飲酒の防止を図る。○　市町村の健康まつりなどの機会を活用し、アルコール健康障がいを取り上げ、飲酒に伴うリスクについて、正しい知識を普及し、リスクの少ない飲酒の啓発や不適切な飲酒の防止を図る。○　市町村や保健所等のロビーなどを活用し、アルコール健康障がいについてのパネル展示やリーフレットの配架を行う。○　市町村や保健所等において、市民を対象にアルコール健康障がいについての講演会を実施する。その際、自助グループと連携して、アルコール依存症の回復者が体験談の講演等を行う社会啓発活動の活用を図る。　○　不適切な飲酒、過度な飲酒などの生活習慣が循環器疾患等に及ぼす影響、依存症などに関する情報をホームページ等により、広く周知を図る。○　職場の健康管理業務担当者・産業医に対して、研修会等の機会を通じて、アルコール健康障がいに関する正しい知識を普及する。**（**３）特に配慮を要する者（未成年者・妊産婦・若い世代・高齢者）への対策○　未成年者や妊産婦の飲酒を防止するため、市町村・関係団体・事業者等と連携し、社会全体で正しい知識の普及に取り組む。○　女性や高齢者のアルコール依存症者が増加しているとの臨床報告があることから、正しい知識の普及や啓発等により、不適切な飲酒の防止を図る。○　風俗営業管理者等に対し、管理者講習等を通じて、未成年者への酒類提供の禁止について周知を図る。　　　　　　　　　　　　　　　　　○　風俗営業を営む者等による営業所での未成年者への酒類提供があった場合には、適切に指導・取締りを行う。○　酒類を提供する飲食店等に対し、講習等を通じて、未成年者や自動車運転者への酒類提供の禁止について周知を図る。○　酒類を提供する飲食店等で、未成年者への酒類提供があった場合には、当該飲食店を管理する本部等を含め、適切に指導・取締りを行う。○　酒類を販売又は供与する営業者による未成年者への酒類販売・供与について、指導・取締りを行う。○　飲酒する未成年者を発見したときは、当該未成年者に対して飲酒の中止を促し、健全育成上必要な助言を行うとともに、保護者等に指導を促す。○　家庭内暴力などの相談のうち、未成年者の飲酒及び不適切な飲酒を原因とする場合は、関係機関と連携して様々な生活上の問題への対策の推進を図る。（４）健康診断及び保健指導○　健康診断に関わる職場の健康管理業務担当者・産業医に対して、減酒指導についての研修会を通じて、アルコール健康障がいに関する正しい知識を普及する。○　保健指導に関わる市町村の保健師等に対して、アルコール健康障がいについての研修会やアルコール専門医療機関や相談機関、自助グループ等についての情報提供を行う。○　身体科・精神科医療機関とアルコール専門医療機関との連携を推進するため、簡易介入法や連携方法についてのマニュアルを作成し、研修会等の機会を通じて周知し、活用を図る。　※ここでいう身体科とは、精神科以外の診療科をさす。（５）アルコール医療の推進と連携強化○　大阪府依存症専門医療機関・依存症治療拠点機関選定要綱に基づき「依存症専門医療機関」及び「依存症治療拠点機関」を選定し、アルコール依存症をはじめとする依存症対策に取り組む拠点機関とする。○　保健所等及び大阪府こころの健康総合センターを相談の拠点として、アルコール健康障がいに対する相談支援を推進する。○　アルコール依存症の専門的治療を行うことのできる精神科医療機関の情報を収集し、大阪府のホームページで情報提供するなどして、相談機関や専門医療機関以外の医療関係者とも連携促進を図る。○　身体科・精神科医療機関とアルコール専門医療機関との連携を推進するため、簡易介入法や連携方法についてのマニュアルを作成し、研修会等の機会を通じて周知する。（再掲）（略）**（７）相談支援の充実**➀相談機能の充実**（略）**②連携体制の充実○　本人・家族に関わる地域の医療機関や教育機関、保健福祉関係機関（産業保健関係機関・高齢福祉・生活福祉・障害福祉等）、自助グループとの連携体制を構築する。○　自殺未遂事案の中で、アルコールに関する要因が背景に含まれる場合、自殺未遂者相談支援事業（保健所等と警察の連携）などを活用して、必要な相談支援を実施する。○　児童虐待や養育困難家庭の中で、アルコールに関する要因が背景に含まれていると考えられる場合、関係機関が連携を図り、適切な支援や介入を行う。○　家庭内にアルコールに関する問題を抱えている子どもが一人で悩みを抱えずに相談ができるよう、児童・生徒・若者専用の相談窓口についての周知に努めるとともに、適切な支援につながるように、関係機関との連携を図る。(略) |